

令和5年11月吉日

各町会長様

男女平等推進センター所長事務取扱

総務部長 兒玉 辰哉

「DV相談窓口周知ポスター」掲示について（依頼）

日ごろより、男女平等推進センターのDV防止施策にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

11月25日は、国連の定める「女性に対する暴力撤廃国際日」で、内閣府は、11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」週間と定め、DVをはじめとする暴力防止対策事業をおこなっているところです。

配偶者間暴力のある家庭には、児童虐待も同時に起きている事例が多くあり、児童虐待防止の観点からも、DV防止の重要性が高まっています。

啓発への取組みにご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

<配付物> 「DV相談窓口周知ポスター」A4版 1枚

<掲示期間> 掲示依頼日から12月15日（金）まで



「DV」は、殴る蹴るなどの**身体的暴力**だけでなく、精神的なもの、性的なもの、経済的なものも含まれます。多くは、いくつかの暴力が重なって起こっています。

精神的暴力

- ・大声で怒鳴る
- ・「外で働くな」と言ったり、仕事を辞めさせる
- ・「誰のおかげで生活できるんだ」と言う
- ・何を言っても無視する
- ・外出を禁止し、友人や親族とのかわりを断つ
- ・大切にしている物をわざと壊したり、捨てたりする
- ・交友関係を細かく監視する

性的暴力

- ・避妊に協力しない
- ・性的行為を強要する
- ・見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる

経済的暴力

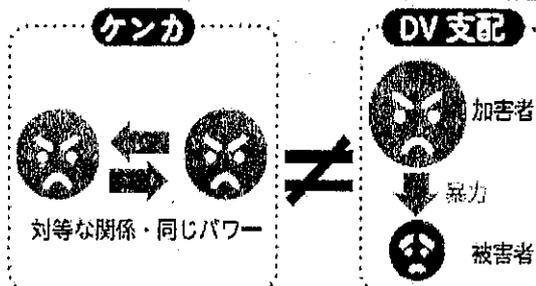
- ・家計に必要な生活費を渡さない

ポイント

ケンカとDVの違い ケンカだと思いませんか？

ふたりの関係で、一方がいつも小さくて、物事の決定権が奪われているのがDVによるコントロールです。

あなたとパートナーはどちらでしょう？



【担当】

男女平等推進センター
早川

☎ (5952) 9501

虐待と暴力のないまちづくり宣言

わたしたちは
すべての人が、大切な人との関係において
ここに「虐待と暴力のないまちづくり」を進めることを
宣言します。

子どもへの虐待、夫婦や恋人同士の間で起こる暴力、
高齢者・障害者への虐待は、被害者の人権を著しく侵害し
心身に回復困難な傷をもたらします
暴力はいかなる理由があっても、
決して許されるものではありません

子どもたちが
生まれて初めて知る家庭という小さな社会の中で
身近な大人から暴力を学ぶことのないよう
わたしたちは、家庭から、地域から
あらゆる暴力を根絶していきます

親密な間柄で起きる暴力や虐待に終止符を打つため
無関心という一番の暴力を捨て
区民一人ひとりができることを考え
セーフコミュニティ国際認証都市として
ともに安全・安心なまちづくりのために
取り組んで行きましょう。

平成25年2月15日
豊島区

D V

ドメスティック・バイオレンス

あなたも

子どもも

抜け出すために

子どものいる前で行われる配偶者間の暴力は、
子どもへの心理的虐待にあたります。

秘密は守られます。一緒に考えます。

悲しみ、苦しみ、不安を感じたら、一人で抱え込まずにまずはお電話ください。

✓ 24時間受付

つながはやく

☎0120-279-889

内閣府

✓ DV相談ナビ

はれれば

☎#8008

内閣府

5-Language DV Consultation Service For people suffering from abuse by their partner (5言語相談)

Tues,Thur,Fri 13:00 to16:00
English, Chinese, Korean, Thai, Tagalog

☎03-5467-1721

東京都

下記では、女性の方の相談をお受けしています。

DV相談専用電話	03-6872-5250	月～土	9:00～17:00
男女平等推進センター	03-3980-7830	月～土	9:00～17:00
子育て支援課	03-3981-2119	月～金	8:30～17:00

相談窓口



SDGs未来都市としま

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

豊島区は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

11月12日～25日「女性に対する暴力をなくす運動」

児童相談所全国共通ダイヤル 189(いちはやく)